行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別・年齢・職業不詳、着衣は下衣、ズボン、ももひき２枚、パンツ、靴下、所持金品はなし

上記の者は、平成24年５月11日午後１時45分頃、被災建物である宮城県気仙沼市仲町一丁目３番29号カラオケスタジオクレヨンのガレキ撤去作業等従事中、ガレキ内から頭部が発見された。死体の発見部位は、頭蓋骨、頚椎及び胸椎の一部、肋骨の一部、骨盤の一部、下肢部分であり、いずれも白骨化、ミイラ化、死ろう化している状態で、死後相当期間が経過していると認められる。平成24年６月19日午前９時30分気仙沼市斎場にて火葬に付し、気仙沼市営墓地集合墓所に安置してあります。心当たりの方は、気仙沼市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成 24 年７月 10 日

宮城県　　気仙沼市長　菅原　　茂

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長不明（頭蓋骨のみ）、推定年齢30歳代～60歳代の男性、所持金品は、黒色リュックサック、サングラス、時計

上記の者は、平成24年４月17日、東京都青梅市長淵５丁目743番地先山林内で発見されました。

遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますのでお心当たりの方は、青梅市市民部市民課斎場管理係まで申し出てください。

平成 24 年７月 10 日

東京都　　青梅市長　竹内　俊夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長172㎝、年齢40歳～70歳くらいの男性、頭髪白髪、所持金品は、現金1,562円、財布、紙袋、紙片等

上記の者は、平成24年５月３日、東京都青梅市御岳山17番地で発見されました。

遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますのでお心当たりの方は、青梅市市民部市民課斎場管理係まで申し出てください。

平成 24 年７月 10 日

東京都　　青梅市長　竹内　俊夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・身長不詳、血液型Ｂ型、年齢50歳以上70歳未満の男性、着衣は白色のウインドブレーカー、黒色のハイネックシャツ、薄い緑色のズボン、黒色の靴、死後経過年数は２年以内とされている

上記の者は平成24年３月16日午前10時20分頃、防府市松崎町14番１号防府天満宮社務所から北方約130メートル先の山道付近において白骨死体で発見されたものである。

遺体は身柄引取人がないため火葬に付し、遺骨は当市無縁納骨堂に保管しておりますので、心当たりの方は当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成 24 年７月 10 日

山口県　　防府市長　松浦　正人

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第１号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成 24 年７月 10 日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
小笠郡堀之内町西方215番地
石川五郎平（共有持分２分の１）

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
菊川市半済字前田1676番５　公衆用道路　19㎡　基準地積19.06㎡　菊川市堀之内字上ノ段258番２　公衆用道路　128㎡　基準地積128.40㎡

②　権利価額　8,512円　57,512円

③　清算金精算額交付金　66,024円

④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算同法第104条第１項により消滅

（教示）

１　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、１の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第２号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成 24 年７月 10 日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
小笠郡堀之内町堀之内244番地
内山　みわ

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
菊川市堀之内字五反田443番２　公衆用道路　156㎡　基準地積156.49㎡

②　権利価額　70,112円

③　清算金精算額交付金　70,112円

④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算同法第104条第１項により消滅

（教示）

１　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、１の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第３号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成 24 年７月 10 日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
小笠郡堀之内町堀之内243番地
落合　勝位